

三次市教育委員会議案第 5 1 号

三次市文化会館設置及び管理条例施行規則案を次のように提出する。

平成 2 1 年 3 月 1 8 日

三次市教育委員会教育長 児 玉 一 基

三次市文化会館設置及び管理条例施行規則（案）

（趣旨）

第 1 条 この規則は、三次市文化会館設置及び管理条例（平成 1 6 年三次市条例第 2 6 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（利用の申請）

第 2 条 条例第 6 条の規定により三次市文化会館（以下「会館」という。）の利用許可を受けようとする者は、指定管理者が別に定める利用許可申請書を指定管理者に提出しなければならない。

（利用許可書の交付等）

第 3 条 指定管理者は、会館の利用を許可したときは、指定管理者が別に定める利用許可書を交付する。

（利用の変更）

第 4 条 利用者は、許可された事項を変更しようとするときは、指定管理者が別に定める利用変更申請書により指定管理者の許可を受けなければならない。

（利用者の義務）

第 5 条 利用者は、次の事項を守らなければならない。

(1) 入場券、観覧券その他これに類するものを発行するときは、会館の収容定

員を標準とすること。

- (2) 所定の場所以外で、火気を使用しないこと。
- (3) 許可を受けないで、設備を付加し、その原状を変更し、又は危険を引き起こすおそれのある行為をしないこと。
- (4) 利用の許可を受けた施設又は設備以外のものを利用しないこと。
- (5) 許可なくして、壁、柱等に、はり紙、くぎ打ち等をしないこと。
- (6) 入場者又は会合者の迷惑になるような行為をしないこと。
- (7) 条例第8条各号のいずれかに該当する者に対し、入場を拒み、又は退場を命じること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者の指示する事項を守ること。

(入場者の遵守事項)

第6条 入場者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 施設及び設備を損傷し、又は汚損しないこと。
- (2) 所定の場所以外で喫煙し、若しくは飲食し、又は火気を利用しないこと。
- (3) 騒音を発し、館内を不潔にし、暴力を用いる等、他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (4) 所定の場所以外に出入りしないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者及び使用責任者の指示に従うこと。

(建物等損傷及び滅失の届出)

第7条 利用者は、会館若しくは附属施設又は器具その他工作物等を損傷し、汚損し、又は滅失したときは、指定管理者が別に定める損傷・滅失届を指定管理者に提出しなければならない。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、廃止前の三次市文化会館設置及び管理条例施行規則(平成16年三次市規則第27号)の規定によりなされた処分、手

続その他の行為は，この規則の相当規定によりなされたものとみなす。